

議案第 27 号

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第22号）  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月25日提出

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第 号

### 松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）第23条第2項及び同条例第23条第4項から第6項まで又は第27条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第 28 号

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第  
19 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 25 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第 号

### 松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第 29 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月25日提出

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第 号

### 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第30号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月25日提出

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第 号

### 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第23条第4項から第6項まで（給与条例第3条第9項の規定の適用がある場合を含む。）若しくは第27条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - （1） 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員  
127.5分の15
  - （2） 再任用職員 72.5分の10



議案第 31 号

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 太 田 敏

[REDACTED] 生

令和 4 年 3 月 2 5 日 提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第32号

教育委員会委員の任命について

次の者を松原市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 和 田 良 彦

[REDACTED] 生

令和4年3月25日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第 33 号

公平委員会委員の選任について

次の者を松原市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 吉 岡 靖 訓

 生

令和4年3月25日提出

松原市長 澤 井 宏 文